

令和4年度児童手当制度改正のご案内

令和4年6月から児童手当の制度が一部変更になります！裏面まで必ずご確認ください！！

【変更点】

- (1) 所得が一定の額を上回る場合、手当が支給されなくなります。
- (2) 現況届の提出が一部の方を除き「不要」になります。
- (3) 加入年金の変更等の届出が必要になります

(1) 所得制限限度額・所得上限限度額について

令和4年10月支給分から、児童を養育している方の所得が下記表の②以上の場合、児童手当及び特例給付は支給されません。「資格消滅」となります。

※児童手当等が支給されなくなったあとに所得が②を下回った場合、改めて

「認定請求書の提出が必要」となりますので、ご注意ください。

※6月以降も、①未満の方は児童手当を、①以上②未満の方は特例給付を今までどおり支給します。

扶養親族等の数 (カッコ内は例)	①所得制限限度額		②所得上限限度額	
	所得額 (万円)	収入額の 目安 (万円)	所得額 (万円)	収入額の 目安 (万円)
0人 (前年末に児童が生まれていない場合等)	622	833.3	858	1071
1人 (児童1人の場合等)	660	875.6	896	1124
2人 (児童1人 + 年収103万円以下の配偶者の場合等)	698	917.8	934	1162
3人 (児童2人 + 年収103万円以下の配偶者の場合等)	736	960	972	1200
4人 (児童3人 + 年収103万円以下の配偶者の場合等)	774	1002	1010	1238
5人 (児童4人 + 年収103万円以下の配偶者の場合等)	812	1040	1048	1276

※扶養親族等の数は、所得税法上の同一生計配偶者及び扶養親族（里親などに委託されている児童や施設に入所している児童を除きます。以下、扶養親族等」といいます。）並びに扶養親族等でない児童で前年の12月31日において生計を維持したものの数をいいます。扶養親族等の数に応じて、限度額（所得額ベース）は、1人につき38万円（扶養親族等が同一生計配偶者（70歳以上の者に限ります。）又は老人扶養親族であるときは44万円）を加算した額となります。

※「収入額の目安」は、給与収入のみで計算しています。あくまで目安であり、実際は給与所得控除や医療費控除、雑損控除等を控除した後の所得額で所得制限を確認します。

裏面に続きます

(2) 現況届の省略について

現況届の提出を原則「不要」とし、公簿等を確認して審査します。
ただし以下の方は、引き続き現況届の提出が必要です。

- ①配偶者からの暴力等により、住民票の住所地が宇和島市と異なる方
- ②宇和島市に戸籍や住民票がない児童（無戸籍児童）を養育する方
- ③離婚協議中で配偶者と別居されている方
- ④法人である未成年後見人、施設等の受給者の方
- ⑤その他、宇和島市から提出の案内があった方

【その他注意事項】

★以下の変更事項があった方は「届出」が必要です。

- ・支給対象者となる児童がいなくなったとき
（離婚により児童を養育しなくなった等）
- ・受給者や配偶者、児童の住所が変わったとき
（他の市区町村や海外への転出を含む）
- ・受給者や配偶者、児童の氏名が変わったとき
- ・一緒に児童を養育する配偶者を有するに至ったとき、または児童を養育していた配偶者がいなくなったとき（結婚または離婚をした場合等）
- ・受給者の加入する年金の種別が変わったとき
- ・離婚協議中の受給者が離婚をしたとき
- ・国内で児童を養育している者として、海外に住んでいる父母から「父母指定者」の指定を受けるとき

★公務員の場合は、「勤務先」から児童手当が支給されます。

以下の場合、その翌日から15日以内に現住所の市区町村と勤務先に届出または申請をしてください。（※申請が遅れると、原則、遅れた月分の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。）

- ・公務員になった場合
- ・退職等により、公務員でなくなった場合
- ・公務員ではあるが、勤務先の官署に変更がある場合

★変更の届出がされないと、手当の過払が発生し、過払金を返還いただくことになる場合がありますので、確実に届出をお願いいたします。

【お問い合わせ】

宇和島市役所こども家庭課子育て給付係

電話：0895（24）1111（内線3124）